

## 第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年3月16日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之  
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹  
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 14 宮本 政春・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）  
議案第7号 非農地証明願いについて  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは、第3回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席はなし。出席委員数は10名でございます。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

14番 宮本 政春委員、16番 中谷 秀也委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。

報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案の説明の前に、別冊 議案第8号について、一部取下げがありましたので、農用地利用集積計画地区別集計表の差替と、農用地利用集積計画の概要および利用権設定各筆表から、取下げ対象となる整理番号の削除をお願いします。

取下げ対象は、整理番号26、27、28、29、30、31、56です。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は15,137㎡で、その内訳は田が14,186㎡、畑が951㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから3ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は15,439㎡で、その内訳は田が12,937㎡、畑が2,502㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1 共同住宅用地 でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で193㎡でございます。

5ページをお願いいたします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田で、取得年月日は平成9年8月21日でございます。

番号2、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田と畑で、取得年月日は昭和59年2月1日でございます。

番号3、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田で、取得年月日は昭和47年11月2日でございます。

これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は3件、合計面積は1,824㎡で、その内訳は田が1,655㎡、畑が169㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

6ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 33,175.17㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 11,860㎡、申請地 新家町下松ノ中 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 991㎡ 外1筆、合計面積 1,744㎡。

これにつきましては、受人は、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 45,793㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,638㎡、申請地 木造町中野新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,983㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,634㎡、渡人 \_\_\_\_\_、

面積 2, 591 m<sup>2</sup>、申請地 榊原町東山\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 288 m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 578 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から、耕作利便の良い申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、面積 7, 126 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1, 702 m<sup>2</sup>、申請地 榊原町五味\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 329 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、面積 208, 690. 91 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3, 561. 25 m<sup>2</sup>、申請地 一志町小山鳥居ノ本\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 468 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、面積 4, 288 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2, 511 m<sup>2</sup>、申請地 美杉町八知柳笠\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 406 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から、耕作利便の良い申請地を譲り受けるものです。

なお、この地区の下限面積は、3, 000 m<sup>2</sup>となっております。

番号7、地区 下之川、受人 \_\_\_\_\_、面積 4, 856. 87 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5, 042 m<sup>2</sup>、申請地 美杉町下之川向田\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 006 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1, 171 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、相手方の要望により渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 下之川、受人 \_\_\_\_\_、面積 0 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 382 m<sup>2</sup>、申請地 美杉町下之川中津\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 31 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 382 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

なお、この地区の下限面積は、空き家と同時取得の場合、100 m<sup>2</sup>となっております。

以上、合計件数は8件、合計面積は8, 061 m<sup>2</sup>で、その内訳は、田が6, 541 m<sup>2</sup>、畑が1, 421 m<sup>2</sup>、その他が原野で99 m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありました、地元委員のご意見をお伺ひしたいと思ひます。1番、2番お願ひします。

田口委員 6番 田口です。6日に現地を見てまいりました。諸戸さんと、森さんと、中野さん、地元推進委員と見てまいりました。1番は事務局説明通りで何ら問題ないと思ひます。2番も事務局説明通りでございます。何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 3番、4番お願ひします。

森委員 7番 森です。3番、4番、3月6日、諸戸部会長、中野さん、地元推進委員と現地を確認してきました。現地は\_\_\_\_\_から北へ100メートルぐらいのところ、何も問題ないと思ひます。事務局の説明通りです。4番、現場は\_\_\_\_\_の交差点から\_\_\_\_\_方面に200メートルほど行った所。道の右側の田んぼです。現地を確認して何の問題もありませんでした。事務局の説明通りです。

議 長 5番お願ひします。

前田委員 24番 前田です。3月6日に守山会長、宮本委員、私、地元推進委員、事務局と見てきました。現地は畑で、何の問題もありません。よろしくお願ひします。

議 長 6番から8番お願ひします。

結城委員 18番 結城です。6番は、6日に地元推進委員、事務局とで現地を確認致しました。渡人は遠方で管理ができないということで、隣地で近くにいる受人に農地の管理をしてもらうということです。7番、下之川も6日に地元推進委員と事務局で現地を確認致しました。渡人は平成22年頃から受人に耕作をしてもらっていましたが、今般、譲ってほしいという話があり、譲り渡すということです。受人は農業のやる気のある方で、営農を拡大するということで、何も問題ありません。8番も同じ日に現地を確認致しました。渡人は遠方に住まいをすることから管理が難しいので譲り渡したい。受人は空き家の近くに位置しておる土地なので、その古民家とともに受けることに合意したとのこと。空き家バンクの対象です。以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	7ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願についてでございます。
	番号1、地区 下之川、申請人 _____、申請地 美杉町下之川新宮山_____ ____、台帳地目・現況地目とも田、面積 647㎡ 外1筆、合計面積 1,713㎡。
	これにつきましては、申請地を植林することを目的に、平成29年9月15日付けにて許可を受けましたが、転用目的の変更及び売買のため、許可の取消願いが提出されております。
	なお、当該申請地については、議案第4号 番号20において、今回改めて、農地法第5条第1項の許可申請（所有権移転）が提出されております。
	以上、件数は1件 面積は畑で1,713㎡でございます。 以上で説明終わります。 ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
結城委員	18番 結城です。事務局の説明通り、転用目的の変更です。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

8ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 川合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山新出\_\_\_\_\_、  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積234㎡ 外1筆、合計面積 293㎡。

これにつきましては、申請地を車庫用地・庭用地・進入路用地とするものです。  
平成13年ごろ、車庫を新築した際に50年ごろからあった進入路を整備し直し、3年ほど前に庭なども整備し直し、以降現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 下之川、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川北小坪谷  
\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 191㎡ 外2筆、合計面積 567㎡。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

申請人が相続する以前、平成16年3月ごろ植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下之川、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川中津\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 111㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

申請人が相続する以前、昭和40年ごろ隣地の屋敷の駐車場として整備し、以降現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、合計件数は3件、合計面積は畑で971㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

1番をお願いします。

前田委員

24番 前田です。3月6日に守山会長と、宮本委員、私、地元推進委員、事務局と現場を確認して参りました。事務局から説明があったとおりです。何ら問題ないと思えます。

議長

2番、3番。

結城委員

18番 結城です。6日の日に地元推進委員と事務局とで現地を確認致しま

した。平成16年3月頃から先代が無許可でヒノキを植林したことから、始末書を添付しております。よろしくお願ひします。3番も同じ日に現地確認を致しました。昭和44年頃から自家用車の駐車場として利用してきたものです。始末書、写真を添付されております。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思ひます。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居野村町権田 \_\_\_\_\_、台帳地目 原野、現況地目 畑、面積 800㎡ 外7筆、合計面積 4,985㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地、医療用運動施設用地とするものです。

申請者が経営する \_\_\_\_\_ は、整形外科、スポーツ整形クリニックとして、スポーツ医療、リハビリ、メディカルフィットネスなどのスポーツに関連した医療事業を展開しています。

今回の計画は、現在、申請人が隣地で経営する医療施設、 \_\_\_\_\_ の駐車場が慢性的不足しているため、今後の事業拡大に伴い、従業員用駐車場を拡張・増設するとともに、スポーツ選手の医療サポートをするにあたり、本格的な医療用運動施設が必要となったため、これらの施設を整備しようとするものです。

具体的には、申請地全体面積4,985㎡を、駐車場650㎡、32台分、自動車用通路620㎡、野球用バッティングゲージ550㎡、陸上用タータン600㎡、芝生グラウンド1500㎡、陸上用グラウンド970㎡、道路後退部分95㎡とするものです。

農地区分は、申請地は \_\_\_\_\_ から約720mに位置し、 \_\_\_\_\_ から半径500mの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、申請地まで半径を延長してもなお、40%を超えるため、第2種農地と判断されます。



なお、当案件につきましては、3月11日開催の第48回常設審議委員会に付託され、諮問事項については適切と認められた答申を得ております。

番号2、地区 久居、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒走り \_\_\_\_\_、台帳地目 宅地、現況  
地目 畑、面積 330.63㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場  
用地とするものです。

申請地は、産業廃棄物処理業を営む受人の事業所の隣地であり、事業所敷地  
に接続されることで、車両運行の利便性を高めるとともに、駐車場不足により  
新たに14台分の駐車スペースを確保するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上  
出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 396㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、214.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.  
0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色  
町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,064㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、469.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.  
1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬十王寺 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目と  
も畑、面積 1,027㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、598.17㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.  
2%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 一志町波瀬若柚 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況  
地目とも畑、面積 214㎡ 外2筆、合計面積 745㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、295.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の39.  
6%になりますが、フェンスを境界から30cm以上控えて設置する計画で、

控える面積を除いた有効設置面積713.5㎡に対する設置率は41.1%となり、計画全体として申請地を太陽光発電施設用地と供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬岩ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 565㎡ 外2筆、合計面積 1,503㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をビオトープ整備用地とするものです。

申請者は、申請地周辺の山林を大規模な太陽光発電施設とする「\_\_\_\_\_」を計画しています。当該事業が三重県環境影響評価条例の対象事業に該当することから環境影響評価が実施され、生息が確認された希少野生動植物の保護対策として、動植物の個体の移設・移植、生息・生育環境の創出を講じることが示されたことにより、ため池や湿地環境を設けるビオトープ用地として整備するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山鳥居ノ本 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175㎡ 外1筆、合計面積 455㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町田尻ノラタ \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 234㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口中ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 38㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地の隣地は既に駐車場用地として転用許可が出ており、申請地は、隣地と一体利用するもので、利用形態から同時に許可申請をすべきであったものの、申請漏れとなっていた土地です。令和元年9月に、碎石の一時保管場所として利用した旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口市場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 231㎡ 外3筆、合計面積 933㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、449.88㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木中野田\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 406㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地・倉庫用地・ジャム加工場用地とするものです。

申請地については、大部分を既に現在の用途で利用している旨の始末書の提出あります。今後、ジャム加工場の裏手を埋立て、加工作業に付随するパレット置場等に利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木向下\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 439㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、263.64㎡、パネルの設置率は、転用面積の60%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町佐田向イ\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 773㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.64㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 竹原、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原上垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 360㎡ 外1筆、合計面積 1,419㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、642.6㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知釜淵\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 338㎡ 外1筆、合計面積 932㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知奥林 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 379㎡ 外1筆、合計面積 1,053㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、申請地の隣地の山林および原野を利用するため、計画全体の公簿面積1,459㎡に対して、パネル設置率は36.2%となりますが、南側の山林による影回避のため、山林および原野は一部の利用であり、パネルの配置については申請地部分でパネルの85%程度の枚数を設置する計画です。申請地の公簿面積に対するパネル設置率は42.2%となることが確認でき、計画全体として、申請地を太陽光発電施設用地に供することが認められます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 太郎生、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生茶屋垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 161㎡ 外1筆、合計面積 425㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を住宅敷地駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下多気、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町下多気漆 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 722㎡ 外1筆、合計面積 873㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、482.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川新宮山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 647㎡ 外2筆、合計面積 1,755㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、542.82㎡、パネルの設置率は、南側住宅への反射光の影響回避および家屋からの影回避のため未設置となる面積588㎡を除いた有効面積1,167㎡に対して、転用面積の46.5%になります。

未設置となる部分については、メンテナンス時作業用スペースとして活用されることから、計画全体として、太陽光発電施設用地として供することが確認できます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は20件、合計面積は19,785.63㎡、このうち田が8,184㎡、畑が9,788.00㎡、その他が原野と宅地で1,813.63㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

1番、2番お願いします。

田口委員 6番 田口です。事務局の説明通りです。3月6日に守山会長、諸戸部会長、私、地元推進委員と見て参りました。\_\_\_\_\_が施設拡大するということで、住宅が周りがあるので、夜間の照明をどうするか、ということですが、照明はつけない、ということで何ら問題ないと思えます。

2番は\_\_\_\_\_の信号を西へ300メートルほど行った所で、何ら問題ないと思えます。

議長 3番、4番お願いします。

森委員 7番 森です。3月6日に諸戸部会長、田口さん、中野さん、地元推進委員と現地の調査に行つて参りました。現場は\_\_\_\_\_から東へ300メートル行つたところ。以前からのソーラー施設の増設です。何ら問題ないと思えます。よろしくお願いします。

4番は\_\_\_\_\_から南へ300メートル行つたところ。これもソーラーの施設で、事務局の説明通りです。何の問題も無いと思えます。よろしくお願いします。

議長 5番から7番までお願いします。

宮本委員 14番 宮本です。3月6日に守山会長、前田委員、地元推進委員、立ち会いの下で確認して参りました。何の問題も無いと思えます。

6番も同じ日に、守山会長、前田委員、地元推進委員、立ち会いの下で確認して参りました。

7番もビオトープの関連で、事務局説明通りです。何ら問題ないと思えます。よろしくお願いします。

議長 8番、9番お願いします。

前田委員 24番 前田です。3月6日に守山会長と宮本委員と私、地元推進委員の方と確認致しました。周辺は住宅地でありまして、事務局の説明通りです。何ら問題ないと思えます。

9番の高岡の物件は、6日に守山会長と宮本委員と私、地元推進委員と見て参りました。周辺は畑の中で、農業倉庫を建てるということで、事務局の説明通りです。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 10番から14番お願ひします。

中谷委員 16番 中谷です。10番は、3月6日に、西森委員、中谷委員と地元推進委員と事務局で確認して参りました。場所は\_\_\_\_\_の近くにあります。申請漏れがあったのを申請してもらいました。何ら問題ないと思います。

11番も、西森委員、中谷委員と地元推進委員と事務局で確認して参りました。場所は\_\_\_\_\_の南200メートルぐらいの、交差点のところですが、このあたりは田んぼを作っていない方ばかりでして、太陽光発電も仕方が無いかなあということですが、何ら問題は無いと思います。

12番は\_\_\_\_\_のイチゴハウスの直ぐ横になります。現在、ジャム工場として稼働している模様で、事務局の説明通り何ら問題ないかと思ひます。

13番ですが、同じ日に西森委員、中谷委員と地元推進委員と事務局で確認しました。場所は\_\_\_\_\_の南東700メートルぐらいの在所の中。以前にすぐ近くで太陽光の申請がありまして、それが中止になったため、行政書士の方に、本当に大丈夫かと事務局から確認を取ってもらいました。業者と自治会の話し合いでは、許可は得ていないようで、申請をどうするかということですが、違反ではないので、そのまま工事を進めるということでした。

14番、倭ですが、場所は東隣が空き地になって、イノシシやシカの住み処になるほど荒れておりました。太陽光になれば少しでも獣害が減るのではないかと思ひえる場所でした。何ら問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 15番から20番お願ひします。

結城委員 18番 結城です。15番、6日に地元推進委員と事務局で現地を確認致しました。土地の有効利用を図り、太陽光発電施設を設置したいということですが、

16番も同じ日に、地元推進委員と事務局で現地を確認致しました。渡人から受人に所有権を移転し、受人が太陽光発電施設を設置したいということですが、

17番も同じ地元推進委員と事務局で現地を確認致しました。渡人から受人に所有権を移転し、受人が太陽光発電施設を設置したいということですが、\_\_\_\_\_は同じ一体利用をしたいという予定です。

18番は地元推進委員と事務局で現地を確認致しました。受人は\_\_\_\_\_の制作販売をするため申請地を購入し、渡人は遠方のため耕作不能で売却したいということですが、

19番は地元推進委員と事務局で現地を確認致しました。渡人は耕作の意志がないので売却し、受人は太陽光発電を設置したいということですが、

下之川の20番は4条を、5条に変更して申請されました。6日に会長、部会長、事務局、代理人で現地を確認致しました。当該地を耕作することが無くなったので太陽光発電を設置したいということですが、ここも、荒地ばかりで、農地には難しい所です。以上、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご

意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高岡、借人 有限会社 \_\_\_\_\_ 取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町日置西治 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 380㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を駐車場用地とするものです。

現在、借人は貸人の所有地の一部を農業者及び従業員通勤者の駐車場として利用しているものの、事業拡大に伴い手狭となってきたことから、借人の事業所から約55mほどに位置している申請地を、従業員通勤者用駐車場として、10台分の駐車スペースを確保するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で380㎡でございます。

以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

前田委員 24番 前田です。3月6日に現地を確認致しました。会長、宮本委員、私、事務局、地元推進委員と現地を確認しました。現状については事務局の説明通りです。何ら問題ないと思います。よろしく願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 川合、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野内山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 321㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永久年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南出西兵司\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 290㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は611㎡で、このうち田が290㎡、畑が321㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番お願いします。

前田委員 24番 前田です。3月6日に会長、宮本委員、私、地元推進委員と事務局とで現地を確認致しました。周辺全部住宅地になっておりまして、何ら問題が無いかと思っております。よろしく願いいたします。



議 長 2 番お願いします。

中谷委員 1 6 番 中谷です。3 月 6 日に西森、中谷両委員と、地元推進委員と事務局で現地を確認致してまいりました。場所は\_\_\_\_\_の西 9 5 0 メートルほどの所です。息子さんが住宅地を建てるということで、何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 6 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 7 号 非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 4 ページから 1 5 ページをお願いいたします。  
議案第 7 号 非農地証明願について、でございます。

番号 1、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居西鷹跡町\_\_\_\_\_、  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 4 0 2 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、申請地に昭和 5 0 年に住宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され 2 0 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号 2 から番号 8 については、関連しておりますので、まとめて説明させていただきます。

番号 2、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町柏尾\_\_\_\_\_、  
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 9 1 2 m<sup>2</sup> 外 1 0 筆、合計面積 4、  
3 8 7 m<sup>2</sup>。

番号 3、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町柏尾\_\_\_\_\_、  
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 3 7 3 m<sup>2</sup> 外 1 筆、合計面積 5 7 4  
m<sup>2</sup>。

番号 4、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町柏尾\_\_\_\_\_、

台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 158㎡ 外1筆、合計面積260㎡。

番号5、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町柏尾\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 161㎡。

番号6、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町柏尾\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 208㎡。

番号7、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町コボレ山\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1,044㎡。

番号8、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町コボレ山\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 522㎡。

これらにつきましては、空中写真撮影記録証明書（撮影年月日 平成4年10月22日）により、申請地は平成4年以前から山林化し現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は8件、合計面積は畑で7,558㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。

1番からお願いします。

田口委員 6番 田口です。3月6日に現地を確認致しました。

1番は、諸戸委員、中野委員、森委員、地元推進委員、事務局と見て参りました。これは\_\_\_\_\_のすぐ近くですので、何ら問題ないと思います。

2番から8番については、里山の関係でやっておる所です。\_\_\_\_\_から500メートルほどの所。放っておいたら山林で、人の出入りもできないところですけど、きれいに雑草刈ったり、立ち木をきったり、きれいになっているところですよ。これからもきれいにしてくれると思います。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で98,940㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8,334㎡、契約件数は31件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,933㎡、畑の使用貸借で1,929㎡、契約件数は4件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で433,977㎡、畑の使用貸借で694㎡、契約件数は123件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で2,223㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて546,073㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて10,957㎡、合計契約件数は159件、合計面積は557,030㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区11件、一志地区で1件、白山地区で69件で合計81件、合計面積は28,839㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で50.9%、面積で52%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございます。ご配慮のほど、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。  
整理番号55から審議させていただきます。

議 長 \_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この1件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室願います。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第3回第2農地部会を閉会します。

午後3時4分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年3月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_